

第1回長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会 議事録

- 日 時：平成25年4月16日（火）午後1時30分から午後4時まで
- 場 所：長野県庁 3階 特別会議室
- 出席委員：織英子委員、北原曜委員、平野秀樹委員、藤縄克之委員、林和弘委員、大向弘明委員、茂木正文委員、富樫均委員
- 県出席者：山本環境部長、村田水大気環境課長、小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長、白田水大気環境課課長補佐水源水道係長、小林森林政策課森林計画係長ほか3名

1 開会

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

水大気環境課課長補佐の小山でございます。

定刻でございますので、ただいまから、第1回長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会を開会いたします。

最初に、このたびの本審議会の委員の委嘱につきましてご報告いたします。本審議会の委員には、お手元にお配りいたしました委員名簿のとおり9名の皆様に、本日付けで委嘱申し上げました。恐縮でございますけれども、お手元に委嘱状をお届けしてございますので、よろしく願いいたします。

それでは、環境部長の山本よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

【山本環境部長】

長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会の第1回会合の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

この専門委員会につきましては、去る3月26日、長野県豊かな水資源の保全に関する条例第8条第1項に規定する水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定について、知事から環境審議会に諮問申し上げたところ、専門委員会を設けて調査及び検討を行うべきとされ、組織することとなったものであります。

長野県豊かな水資源の保全に関する条例につきましては、近年、全国的に目的不明な土地取引による地下水への影響、涵養機能の低下による地下水の減少などを契機として、水資源の重要性に対する認識が高まってきている背景の下、いつ、だれが、どのような目的で水源地域の土地の取引等が行われるのか、常に監視し、当該土地の取引等について、適切に指導・監視していくことなどにより、水資源を保全し、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるようにするものであります。

この条例は3月25日に公布・施行されておりますが、土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握について早期に開始することが必要であり、そのためには、まず、水資源保

全地域の指定の考え方等を定める基本指針を策定し、その基本指針に即した水資源保全地域を指定することが必要であります。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中、大変恐縮でございますが、6月までに今回を含め3回の専門委員会で、集中してご議論いただき、基本指針の答申案を取りまとめていただきたいと思います。

基本指針ができますと、いよいよ市町村からの水資源保全地域の指定の申出が始まります。年度内に2回、基本指針に沿った指定であるか等についても、ご検討をしていただく予定としております。

委員の皆様方がそれぞれの専門知識を基に十分に忌憚のないご議論をしていただき、本県にふさわしい基本指針を策定していただくよう、お願いとご期待を申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

改めまして、委員の皆様を着席の順にご紹介させていただきます。

〔委員の紹介〕

本日は、初めて開催いたします専門委員会となりますので、途中まで事務局であります水大気環境課長の村田が議事進行を務めさせていただきます。

3 議事

（1）専門委員会の運営について

【事務局（村田水大気環境課長）】

水大気環境課長の村田と申します。よろしくお願ひします。まず、本日の審議会でございますが、非公開情報は特段ありませんので、公開としたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、本日の審議は公開にしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

これより、次第に従ひまして、議事に入ります。

≪資料1-1、資料1-2について事務局（村田水大気環境課長）が説明≫

（2）委員長の選出について

【事務局（村田水大気環境課長）】

委員長の選出でございますが、設置要綱第4条第1項の規定によりまして、「専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。」と定めておりますので、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

【大向委員】

豊かな水資源の保全に関する条例につきましては、制度創設専門委員会で検討したということで、当時、専門委員でありました安曇野市市民環境部長の小倉から話を聞いてきました。制度創設専門委員会の委員長さんは平野委員さんがやられていたということで、答申案の取りまとめにご苦労いただいたと聞きました。当専門委員会においても平野委員さんをお願いができたらと思っております。

【事務局（村田水大気環境課長）】

ただ今、大向委員から、「平野委員に委員長」というご発言がありました。いかがでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、平野委員に委員長をお願いしたいと思います。どうぞ、議長席の方へお願いします。

〔平野委員長、議長席に移動〕

【事務局（村田水大気環境課長）】

それでは、平野委員長からごあいさつをお願いしたいと思います。

【平野委員長】

平野でございます。不馴れではございますが、委員の皆様の専門的知見によってよりよい長野型の指針が生まれればというふうに考えています。また、よい提言をしたいと考えていますので、委員の皆様よろしく申し上げます。

【事務局（村田水大気環境課長）】

ここから、設置要綱第5条第1項の規定により、委員長が議長となつていただき、会議の進行をお願いします。よろしく申し上げます。

(3) 委員長職務代理者の指名について

【平野委員長】

それでは、設置要綱第4条第3項の規定によりまして、委員長が委員長職務代理者を指名することとされております。環境審議会の会長を歴任された藤縄委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、藤縄委員、よろしくお願ひいたします。

(4) 水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定について

【平野委員長】

それでは、次第に従いまして、審議に入らせていただきます。

まず、(4)の水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定につきまして、事務局から説明をお願いします。

《資料2～資料4について事務局（吉池水大気環境課担当係長）が説明》

【平野委員長】

長野県豊かな水資源の保全に関する条例について、資料2から資料4までにより一括して説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

【北原委員】

「水環境保全条例と施行規則」、「豊かな水資源の保全に関する条例と施行規則」、そして今回の「基本指針」について、それぞれの関係がすっきりしない感じがします。基本指針というものは、条例とは異なって、例えば、市町村長が県に水資源保全地域の指定の申出をするときに、どういう位置付けになるのでしょうか。

【平野委員長】

事務局の方から、まず、2つの条例の関係、次に、今回の基本指針について条例の中の位置付け等の説明をお願いします。

【事務局（村田水大気環境課長）】

まず、水環境保全条例は、平成4年に制定されていますが、水源地域の上流域で、開発行為、例えばゴルフ場の建設、廃棄物最終処分場の設置などが事例として出てきました。これらに対応するために、水質に注目して、水質を汚さないために、開発の規制をしていくということで、水道水源保全地区を指定しているものです。そして、ゴルフ場の建設、廃棄物最終処分場の設置及び1ヘクタールを超える土石類の採取その他土地の形質変更をする場合には、事前に知事に協議をして同意が必要ということになっています。罰則等も盛り込まれております。今回の水資源保全地域の指定というものは、罰則等はなく、土地取引をする場合に、届出をしていただくということでございます。この後、林務部の方から説明をしていただきますが、そういった地域を指定することによって、水源地域が民有地である場合に、公的管理を推進していこうということ、それから土地取引がある場合には、事前に県に届け出をしていただいて、届出内容が水資源の保全に支障があるような場合には、その土地の所有者に対して助言をしていくということを考えているところでございます。したがって、開発規制等ではなく、その水源における土地取引を把握することによって、あるいは、何か行為がある場合に助言をすることによって水資源を保全していこうということでございます。また、それと相まって、林務部で進めている公的管理をでき

るだけ水源地域において進めていこうということが趣旨でございます。

次に基本指針の位置付けでございますが、水道水源地区の指定のときも、ある程度、指針的なものがありました。そういったものも参考にさせていただきながら、今回、水資源保全地域を指定するために、どういう形で指定していったらよいかという指針を定めていきます。この指針を定めることによって、市町村は、この指針を参考にしながら、水資源保全地域に指定したいという申出をしていただくこととなります。

もう1つは、土地の所有者が水資源を保全するためにどういった行為をしていただくかについても定めていただければと考えています。

【平野委員長】

2つの条例の関係と、今回、ご検討いただく基本指針の位置付け、基本指針は、新しい条例の中に位置づけられた知事が定める1つの方針であり、今回、我々のミッションになるという位置付けであるという説明でしたが、よろしいでしょうか。

【北原委員】

趣旨は、賛成であり、推進していただければと思いますが、施行規則と基本指針の関係が分かりません。基本指針というものは、要するに条例のような縛りはないわけです。あくまで指針ということでよろしいのでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

条例のような縛りとは具体的にどのようなことでしょうか。

【北原委員】

例えば、豊かな水資源の保全に関する条例と施行規則については、法的に制約されることになると思いますが、これらと基本指針の関係について、本当であれば、基本指針があって施行規則があるという感じもしますが、その辺の上下関係などがよく分からないということです。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

条例については、県議会でお決めいただくものでございまして、条例に細かく規定できればよいのですが、手続き的な部分ですとか、様式などは、施行規則という形で、知事が決めるという仕組みをとっています。基本指針につきましては、条例の中で、専門的なご意見をいただきながら、決めていくこととなります。条例を実際に動かす考え方ということでございますので、これについては、あくまで条例の中の基本指針ということでありまして、条例の枠の中には当然入ってくるものです。また、条例をしっかりと動かすために、どういう考え方で水資源保全地域を指定していったらよいか、土地所有者等に対して、どういうことを配慮してもらおうかなどについて、本日、お集まりの専門委員の皆様にお決めいただくというものが基本指針というものであるとご理解いただければと思います。

【平野委員長】

少し補足しますと、国の場合では、法律という立法府である国会で議決するものがあり、その下に政令という閣議決定するものがある、さらに、その下に、各省庁がつくる施行規則（省令）があるという、三段構えになっています。今回の条例というものは、言わば、法律そのものになります。その法律をさらにブレイクダウンしたものが条例施行規則という上下関係になっています。今回以降にご議論いただく基本指針というものは、条例たる法律の中で謳われたものを細かくこの委員会で規定していくというものでございまして、国の法律であれば、大臣が定める基本指針というものに匹敵するものではないかと考えます。そういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

ありがとうございます。そのとおりでございます。

【藤縄委員長代理】

多分、北原委員のご質問は、県で様々な条例があり、今回、豊かな水資源の保全に関する条例が新しくできましたが、その前に、水環境保全条例という水質についてケアをしていくという条例がありました。一方では、水環境保全総合計画が策定されていますが、今回、新しくできた条例と既存の水に係る制度との位置関係というのか、関連性を一度整理してみるとということなのかなと理解をしました。端的に言いますと、この水資源保全条例では、水質について一切タッチをしないということでのよいのかどうか、その辺も含めて確認をされたいということなのではないかと理解しました。

【平野委員長】

事務局の方はどうでしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

今、藤縄委員さんからお話がありましたが、この水資源保全条例をつくる時に、既存の水環境条例があるということで、両方の条例が相まって長野県の水環境を保全していくということで、今回の新しい条例をつくっていただきました。最終的には、藤縄委員さんがおっしゃっているように、水環境を保全するための事業については、水資源も含めて、水環境保全総合計画の中で実施をしていくということですが、今回の水資源保全地域の指定に関しては、どちらかという水質よりもむしろ水量の方に着目して、水資源を守っていきましょうということでございます。

【平野委員長】

おそらく相まってということで、ダブらないという整理は、環境分野での整理はなかなか難しいと思いますが、趣旨はそういう形で、条例2つが違えたものとして成り立っているという中で、相まって、県の水の質、量ともに確保に努めようという整理ではないかと考えています。

それでは、引き続き、事務局から資料5について、説明をお願いします。

《資料5について森林政策課（山口担当係長）が説明》

【平野委員長】

林務部から水源林の公的管理に向けた取組状況について、説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

【林委員】

水源林ありの1,300箇所のうち、すでに管理している・現状維持は、1034箇所ですが、すでに管理している手法としては、保安林、公有林化など関係なく管理しているということですか。

【森林政策課（山口担当係長）】

保安林とは限りません。例えば、水道水源保全地区に指定されているなど個別の規制があり、既に管理していると市町村が判断したものです。

【林委員】

どのような手法を採られているか詳細な調査はしていないのですか。

【森林政策課（山口担当係長）】

調査の中では、どのような規制がかかっているか、管理しているのか個別に報告をもらっています。保安林、既に市町村有林、財産区有林などにより既に管理しているという回答を得ています。

【平野委員長】

それでは、引き続き、事務局から資料6について、説明をお願いします。

基本指針のたたき台ということで、これから3回に分けて専門委員会で、基本指針の議論をいたしますが、そのメインになるテーマであると思います。

《資料6について事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明》

【平野委員長】

説明の途中ですが、この基本指針の位置付けというものを委員の皆様と共有しておいた方がよいと思いますので、ここで、若干補足させていただきます。

事務局の方からご説明がありましたが、現在、全国で11の道県で同じような条例をつくらせて事前届出制を実施しているものが約半分あります。長野県の位置付けは、これからということで、第2グループに属するわけですが、先行している条例の中で、どのように基本指針に該当するものが扱われているかということですが、非常に緻密につくり上げるタ

タイプと、政治的に投網方式で地区指定をして届出をしてくださいと県主導でやっているタイプと2つございます。長野県も前者の緻密な方に属すると思いますが北海道も同じようなタイプになります。地区を市町村から申し出ていただいて、それを知事が認めるというスタイルを採っています。そういう意味でより実現性も高い規制になるのではないかと思います。ただし、指定することがとても難しくなります。地域の実情を勘案しながら、かつ、技術的にも水文学的にもある程度配慮された地区指定というものが要求されますので、そういう意味で実現性は高い半面、ゾーニングが難しいチャレンジになろうかと思います。そういう意味で、これからのこの専門委員会での技術的、社会的、総合的なゾーニングについて、各委員の先生方から忌憚のないアドバイスをいただき、そしてよりよいゾーニングに結び付けていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続けて事務局から説明をお願いします。

《資料6について事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明》

【平野委員】

水資源の保全に関する基本指針（叩き台）について、説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

【北原委員】

区域設定の考え方について、地表水については、地形と地下の集水範囲がほぼ同じと考えられるということによいと思います。問題は地下水で、火山性の山地の場所、浅間山、八ヶ岳など山麓地域、あるいは扇状地などもそうですが、これらについては集水範囲がよく分かりません。ここでは、半径1キロメートルという範囲を基本とするということですが、それはよいかもしれませんが、少し外れて、土地売買が行われたりする場合もあると思います。火山性の場所、扇状地など地下水の経路の分からないところを指定するときに、1キロメートルで本当によいのかと思います。ある程度、集水範囲を見越して、上流側に線を引くことはできないのだろうかという気がいたしました。

また、1キロというのはどのようにして決めたのですか。

【平野委員】

今の観点について、今日、お答えできなければ、次回までに確認していただきたいと思いますが、事務局の方からお答えできますか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

この1キロメートルにつきましては、先行しております北海道の例があります。また、参考資料3の長野県水環境条例に概要の13ページ以降に水道水源地区の指定の考え方がございます。地下水の考え方は、16ページにお示ししてございます。もちろん水質に着目しておりますので、仮に汚染の原因があったときに、これが水源に影響を及ぼす範囲ということで考えているものですが、おおむね1キロメートルということでございます。ただし、

先ほどご指摘のありましたとおり、地下水流がある場合には、取水地点から上流に向かっておおむね2キロメートルというような区域の設定をしておるところでございますので、この辺も参考になるであろうと思います。

【北原委員】

外国資本などによる土地売買が危惧される場所というのは、急峻な山岳地帯ではなく、傾斜の緩いような場所であり、まさに区域設定のあり方次第で、土地売買の抜け道の可能性もあると見ておりました。この辺については、もう少し、流れ込む可能のあるところまで、範囲を広げるということは可能でしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

実際に、地下水の状況というものは、詳細なデータは持っておりませんので、調査については、正に今年度やろうと考えているところです。今年、来年と調査を考えております。したがって、そのデータを市町村にお示しをすることは、今年度は間に合わないと思います。ただし、市町村がそれぞれのデータをお持ちの可能性もありますので、そういったデータをもとに指定の申出があれば、そのデータを踏まえて、勘案していくことになるかと思っております。

【平野委員】

地下水の賦存量調査は、今まで以上に必要であると考えますが、今回の基本指針のゾーニングに調査結果を使うことは難しいと思っております。

そこにゾーニングの難しさがあるわけですが、例えば、精緻な手法を用いないで地域指定をした埼玉県、群馬県、茨城県について、群馬県は、事前届出の対象としてすべての森林をゾーニングしました。埼玉県は、県の西部でほぼ6割を一括してゾーニングしました。

今回、長野県がチャレンジしようとしていることは、もっと緻密に市町村から賦存量等の状況を踏まえて、合意を取りながら積み上げていきたいと思いますというチャレンジだと思いますが、技術的な難しさは、今、北原先生がおっしゃったとおりです。この辺のところにつきまして、藤縄先生がご専門だと思いますので、全体的に今後の進め方も踏まえて、どのようにお考えでしょうか。

【藤縄委員長代理】

長野県は、山岳県ですので、当然傾斜があり、地下水にしても停滞している地下水というのは、おそらく非常に少ないだろうと考えられます。多かれ少なかれ、地下水は流動していると考えなければいけないのですが、あまり乱暴な、例えば、1キロメートルという円を書いて、それでゾーニングをするということが一人歩きし始めますと非常に危険だと思います。委員長がおっしゃるように、水源林と違いまして平場の地下水というのは、相当複雑です。まず、地層も粘土の層なのか、砂礫の層なのかによっても、透水性が全然違います。

もう1つ、1キロメートルが非常に乱暴であると私が考える理由の1つは、揚水量が全

く入っていないためです。例えば、1キロメートルの範囲外のところで、とんでもない取水をかけた場合に、大丈夫かということになります。ですから、今、委員長がおっしゃったように、二本立てでいかなければいけないかもしれません。水源林については、こういうコンセプトでやるけれども、平場については、例えば、ある一定の取水量を超えるということが想定される場合には、当事者にアセスメントをやらせるということも1つの案であると思います。いずれにしても、平場は、非常に慎重にやらないといけないだろうと思います。

【平野委員】

なかなか大変で難しいというご指摘でしたが、他にご意見等ございますか。

【富樫委員】

今の話に少し関連しますが、資料6に水資源保全地域の指定範囲イメージ図が付いていますが、これを見ますと、山間部のところは地表水、平場については地下水ということで、一番典型的なところを示したと思いますが、実際上の長野県の自然環境からいくと、山地の中の湧水もかなりの地域にあると思いますので、イメージ図としてもこれでは少し単純化しすぎているので、誤解を与えてしまう可能性があるのではないかと思います。

区域設定の考え方の文章を見ますと、地表水と地下水をアとイできれいに分けています。例えば、アの地表水の伏流水とイの地下水の湧水とは、非常に分けづらい場合もあります。そういう点も含めて、もう少しきめ細かな検討が必要ではないかと感じました。

【茂木委員】

水道という立場からですが、佐久水道では、ほとんど深井戸から水を採っています。先ほどの説明を聞いていたときには、質ではなく量的な関係だという説明がありましたので、最初資料を見ていたときには、面での規制かと思っていたのですが、地表水と地下水を分けるとすると、非常に難しくなります。地下水に関しましては、どんなに範囲を定めたとしても量的なものを定めてやらないと、例えば、佐久水道企業団の場合ですが、必ず井戸には、井戸から汲みあげられる可能水量があります。その可能水量を無視して、一度に汲み上げてしまえば、どこまで、影響範囲がでるかは分かりません。例えば、下流の井戸で極端な量の水を汲み上げると、上流の井戸も枯渇する可能性もあります。ただ、井戸というものは、1年、2年という単位で明確にそういった現象が現れことはありません。長い年月の中で、必ず、5年後、10年後にもしかしたら枯れてしまう状況が出てきますので、これは大変難しいと思います。ただ、佐久市の中では、量的なものは、条例で定めさせていただいております。井戸を掘るときには、必ず、水源は水道の財産ですので、この井戸を10年、20年と長く使うために、必ず井戸の持っている能力を出します。この井戸ではどのくらいの水が汲み上げられるか、あるいは、連続的に汲み上げていった場合には、どのくらいの量が汲み上げられるか、その連続的に安定して汲み上げられる量を求めた中で、なおかつその水量の70%しか取水は行いません。このように井戸の保全を保っています。井戸を水源にしていくには、量的なものがないとかなり難しいと思います。

湧水に関しても上流側で指定されていますが、どこか指定から外されたところで、浅井戸を掘ってポンプで水を汲み上げれば、多分、上流の水も枯れてしまうこともあると思います。そういった難しいこともあります。

【平野委員】

条例に1回戻りますが、条例タイプの規制内容を見たときに、11道県の中で水源地域における事前届出制という土地の規制は、11道県すべてで行うこととされています。取水規制という具体的な量の話は謳っているのは、すべてではなく、山梨県などが該当しています。長野県では、今回は、具体的な水の量の話は、上位となる条例では謳っていません。それから考えたときに、茂木委員のように量的な規制の話はゾーニングの中に要素として入れたときに、難しくなるかなという感じがします。

上位の条例から下りてくるゾーニングですので、いろんな考え方があるかと思いますが、事務局から現時点の見解をお願いします。

【事務局（村田水大気環境課長）】

茂木委員さんがおっしゃった中身については、水道の事業認可のときに、添付される書類に記載されていますが、参考資料5をご用意しました。どの程度、その地域で地下水を汲み上げても大丈夫であるかについて、豊水期、渇水期で検査もしております。もう1つは、ピンポイントですが、その井戸を掘ったときの地質も添付していただいています。これは、それぞれの水道水源の個別のピンポイントのデータということですが、このような書類も情報としてはございます。長野県の場合には、1つは、水資源保全地域を指定して、その地域の土地取引は、県が把握して市町村にデータを差し上げます。地下水の汲み上げについては、県と市町村の役割分担の中で、市町村の方で取水の規制等について対応していただくというふうに考えています。

どの範囲で県が土地取引の把握をしたらよいのかということです。これとは別に市町村において、水道事業のデータも参考にしながら、取水規制をどうしていったらよいかも検討していただくことになります。これは、別途、地方事務所単位で、地域連絡会議というものがありますので、その中で、当然地域によって状況も違いますので、取水規制について検討していきます。基本指針については、県が土地取引の事前届出を把握する範囲はどの範囲がよいのかを決めていただくということでございます。

【大向委員】

安曇野市の地下水の取水状況とご質問も併せてになりますが、まず、1点確認したいのは、今回できました水資源の保全に関する条例の水資源保全地域において、売買の3か月前までに知事に届出をすることになると思いますが、届出を要しない場合は、国又は地方公共団体の場合、施行規則第8条の中で、公共的団体である場合、短期の賃貸借であるとき、土地の賃借面積が10平方メートル以内であるときなど規定されていますが、これら以外の場合は、届出を要していただくということによろしいでしょうか。

基本指針の叩き台で、地下水の区域設定の考え方について、取水地点から1キロメートル

ルを基本とするとありますが、特に安曇野市の場合、今分かっているだけでも 600 数十本の井戸があって、1日に13万トン地下水を取水しているというデータはございます。例えば、水道水源だけに絞ってみても安曇野市内30箇所の水道水源がありまして、それが全て、山麓に近いところにも一部ありますが、ほとんどは山麓より下の平場、住居区域に井戸があるという状況です。

また、イメージ図では、都市計画法の用途地域又は市街化区域などは外すということになっていますが、たまたま安曇野市は線引きも、この1月から外されて、市の独自の土地利用条例で規制するという事になって、市街化区域もなくなったという状況の中で、例えば、30本水道水源があるとすれば、半径1キロメートルでやると土地売買は膨大な量、多分、毎月何10件という件数が想定されます。区域設定の考え方自体は、これからここで方針をつくって、市町村が方針に沿って指定の申出を検討し、最終的には、市町村の判断になると思いますけれども、ここの部分、1キロメートルというと、安曇野市の場合は、市内のほとんどのところがこの区域設定をされてしまって、届出をしてもらうと膨大な量になると予想されますので、その辺のところも今後どのように考えていけばよいか確認していただければと思います。

【平野委員長】

今日の叩き台についての議論は、基本指針の大まかな方針、配慮事項などある程度漏れがないよう、できるだけ多くの意見を出していただき、それを次回、取捨選択しながら完成度を高めていくという作業になろうかと思えます。できるだけ各委員の方からゾーニングについての配慮要素について、ご意見を頂戴したいと思います。

【織委員】

先ほど、北原委員、藤縄委員のご意見をお聞きして、やはり、地下水の場合には、距離の1キロメートルに限らず、もう少し広くてもいいのかなという気がいたします。特に、この条例は、区域の指定がされると、その区域内では、水を汲み上げてはいけないとか、汲み上げる量を制限するというものではございません。その区域内の土地取引について、情報を県にくださいという程度のもので、財産権の利用について支障が生じるものは非常に小さいと思えます。ですから、火山性の地帯ですとか、山岳など特殊な事情のあるところについては、より広い地域を区域として指定する方向でご検討いただきたいと思います。

土地所有者が配慮すべき事項のところ、条例制定前の専門委員会でもかなり議論になりましたが、適正な土地利用とはどのようなことをいうのかですとか、水資源の確保が懸念される取水行為というのは、いささか表現が大雑把なような気がいたします。これは指針ですので、もう少し踏み込んで、どんな行為は許さないというものを明確に盛り込みたいと思えます。

【平野委員長】

藤縄委員は、海外の事例もいくつかゾーニングについて、研究されたことがおありでしょうし、地下水学会長をされたということで、今までの議論を踏まえながら、特に、現時

点で指摘情報として追加して配慮すべきことがあるようでしたら、是非お話いただければと思います。

【藤縄委員長代理】

先ほども少し申し上げましたが、やはり取水をしてどのような影響が及ぶかは、自然の条件によってそれぞれ違います。特に地下水を利用した場合には、揚水量に応じて、影響域というものが違ってきます。当然、地層の応答性が非常に良い場合もありますし、悪い場合もあります。一律に1キロメートルであるとか規定をしてしまうと、おそらく失敗する事例がかなり出てくるのではないかと非常に懸念します。ですから、そういう流動的な要素も念頭に置きながら、間違えのないような内容の指針にいただければありがたいと思います。

【平野委員】

平成4年の水道水源保全地区における指定の考え方の1キロメートルというものがスタートラインのようですが、そのときになぜ1キロメートルにしたのかという資料は、事務局にございますか。それを踏まえて、北海道も1キロメートルにしたということを聞いたことがあるのですが。次回でもよいですが。

【事務局（村田水大気環境課長）】

資料はすぐには出ませんが、当時は水環境の保全ということで、水質汚濁がもし起きたときに、それが十分希釈される範囲が、1キロメートルとか2キロメートルということで、検討したということです。汲み上げによって水資源が失われるということは、少し違います。汚濁が入ったときに、それが1キロメートルあれば十分に希釈されてきれいになるというそういった意味の涵養ということですので、当時の書類を確認してみますけれども、水資源の汲み上げとは、少し違うニュアンスなのかなと思います。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

先ほどご覧いただいた参考資料3の17ページに、区域の設定根拠ということで、お示しをしております。この中で地下水については、(7)で地下水の汚染の話ですが、地下水の汚染事例によると、汚染範囲は大部分が発生原因から2km以下と、ただし、顕著な水みちが形成されている場合には、水みちに沿って細長く3～4km程度まで汚染範囲が延びる傾向が見られる。また、文献によると井戸で揚水を行った場合に地下水位に影響が出る範囲は、実際的には50～1,000m、これはまさにご指摘がありましたとおり地層、土質によると思いますが、こういった根拠がここには記載があります。当時もこういったものを参考にして定めたものではないかと思われま。

【織委員】

1点補足させてください。1キロメートルという距離は、短いのかなと思いますが、やはり一定の距離で区域については、範囲を限定していただきたいと思います。というのは、

長野県にとって環境分野というものは、成長分野ですので、ある程度水源林、森林を含む土地を利用して経済を発展させようという人たちも歓迎しなければいけないと思います。あまりにもディフェンシブになってしまって、長野県が経済から取り残されるようではいけないと思いますので、やはり適切な範囲を指定して、土地取引に入っていこうとする人に予見可能性を与えられるようにすることが望ましいと思います。

【平野委員長】

今回のテーマになるかもしれませんが、ルールを作ったときに、今度は所有者に伝えなければいけないわけですが、森林所有者が分からないという事例が北海道で4割も出てきています。長野県はそこまで数値は高くはないと思いますが、それに近い数値の所有者不明というのが出てくると思います。これは、基本指針をつくった後の問題になるのかもしれませんが、今の時点である程度想定されているとすれば、それも見越した何らかの指針を先回りしておくというのも手かなという気もいたします。実態的に林委員の方ではいかがでしょうか。

【林委員】

確かに、所有者の不明は割と多いと思います。我々が仕事をしようとしたときに、把握できる所有者というのは本当に限られています。市町村にお聞きして課税台帳で調べたいのですが、そこのところは我々には個人情報として情報提供がないので、結局は知り合いを通じて苦労して探してくるのが現状です。だからこういった方々に周知徹底する上において市町村の役割が非常に大きくなってきます。森林組合の組合員が管理しながら掴めない現状はあります。そういったところでまず市町村の皆さんが、その覚悟をしていただくことと、所有者がある程度掴めたとしても、あなたの所有した森林の境界はどこなのかという、そこのおそらくまた一つの問題が生じてきます。造林でも面積で集水域に線を引いてやった場合には、尾根筋が大体境界にならわしとしてはあります。ある程度境界の部分はそれで把握できるかもしれませんが、そうはいつでも由々しき問題が一つ生じます。

それと所有者は事前届出しなさいと呼び掛けた場合に、例えば、これちょっと別の話ですが、森林組合の組合員は加入、脱退は自由です。ただ脱退について、脱退しますという意思表示はありません。ないままに我々がたまたま組合の関係で探っていくと、所有の形態がどなたの方に移ったのか全く分からないということが、現実にあります。現状どなたが所有しているかの指定にもなるだろうと思います。追跡調査して行って、今こういう人が持っているというのを特定するまでの苦労は大変なものがあるかと思います。

【平野委員】

森林法の改正が11年の春になされて、地目森林については、個人情報が見られるというふうになりましたので、その総務省通知が去年の春に出ていますので、市町村に行きますと、地目森林だけは、部局間の共有が可能になりまして、それを出したとしても地方税法の守秘義務違反にはならないということのはずですので、市町村の中で徹底をして聞き

出していただきたいというふうに思います。

先ほど林務部の方から水道部局と交流ができて、こういうのは初めてだっていうふうに言ったというお話がありましたけれども、こういう機会に森林部局と税務部局、森林部局と水道部局というふうな形で、横の連携がとれるようになれば、不明化問題も少し、一歩前進するのかなという気がしますので、是非そういう部局を越えた情報交換というものをやっていただければというふうに思います。

他にご意見等ございますか。

【林委員】

例えば、下流域の都市と水源林として協定しているような、そういったものも一つには協定しているという事実に基づいて、保全が実現して指定できるという解釈でしょうか。根羽村、矢作川水系、愛知県の皆さんと協定をして、水源林として村の方で管理しています。そして協定林として水資源の保全がなされていると解釈してよいのでしょうか。県の条例の範囲はそういった他県との協定にも及ぶのでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

それは、根羽村で指定の申出をしない場合、愛知県の方で要請するという意味でしょうか。根羽村で指定の申出をして知事が指定をすれば問題はないということによろしいでしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

1つは、申出をする必要があるかどうかということになります。現に管理されている場所については、特に指定をする必要はないという考え方もあります。ですから、その辺を根羽村さんがどう考えるかということもあると思います。個別の事象として村の方と相談をさせていただくということになります。

【平野委員長】

各市町村の方から指定の申出があって、こういう地区を今回、ゾーニングの中に入れたいということで上がってきます。それでは足りないということで、知事自ら、県が指定をするケース、あるいは市町村が別の市町村のエリアに対して、ここも指定してほしいというふうなケースがあるかと思いますが、具体的にはその想定として、今の知事が裁定というかゾーニングするケース、あるいは他の市町村長から言われて指定するケースというのは、何か具体的なケースのイメージは事務局の方でお持ちですか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

今現に何かあるということではございません。いずれにしても、県として、もしデータを持っていましたら、そのデータを市町村にお示しをして、こういうデータだけでもどうですか、みたいな形で申出を促すとか、隣接する市町村から申出があるのだけれど、おたくはどうしますか、みたいなお話をすることはあると思いますが、今現在、想定するも

のはございません。

【事務局（村田水大気環境課長）】

先ほどもお話しましたがけれども、2年かけて水資源の実態調査をするということで、知事が指定するというのは、本当に伝家の宝刀を抜くということになると思いますので、当然根拠がないとできないということもあると思いますので、2年間の地下水賦存量調査等々、そういったものの結果で数値的なものをお示ししながら市町村と調整を図っていくということになると考えております。

【北原委員】

土地の売買は、この条例は県内には周知されるにしても、県外に売る側もいて、買う側も県外にいて、その仲介をする業者さんも県外にいるというような場合も多いですね。多分、北海道のニセコでもありましたような形で、外国資本の方が国内のある方に依頼して買うというような形で、道民じゃない方がやったのではないかと思いますけれども、そういうようなこともあるわけですから、これを周知させるのはどのような手段を取られるのでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

水資源保全地域に指定する際に市町村から申出をいただきますが、市町村とすると、そこで地番を特定して指定の申出をされますので、その地番に該当する所有者は誰かというのは課税台帳等で市町村が把握していらっしゃいますので、そこで市町村の中にいない外の人、県外の人についても、まずは把握されている市町村からお伝えをしていただくという形になるかというふうに考えております。

【北原委員】

事前のチェックは市町村の方でできるということでしょうか。

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

はい。固定資産台帳がありますので、そこは把握できると思います。

【平野委員長】

大変な作業におそくなると思いますけれども、必ずしも所有者が固定資産税を払っているとは限りませんので、それも含めて調べていただきたいと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

まさに平野委員長さんが先ほどおっしゃったように、水資源保全地域を指定することは、その中の地権者を明らかにするということになってくるわけでございます。指定することによって、ある程度土地の取引を事前に把握できるというメリットもあるのですが、そういったコツコツと調べ上げていくという作業も市町村さんをお願いしてい

なければいけないということも起きてくるわけです。そういう意味では、指定というのは、ある程度メリットもありますけれども、大変な作業になるということも含めて市町村さんにもご理解をいただかないといけないと考えております。

【藤縄委員長代理】

どういうケースが出てくるか、まだ全体像がはっきりしませんが、佐久市さん、安曇野市さん、それぞれ条例をお持ちです。その条例で、かなり具体的、個別的、また学術的な検討をされてきていると思いますが、もしこの県の条例に則って、ある許可がなされたときに、市町村で施行している条例と上手くすり合わせができない可能性というものも出てくることもあると思います。先ほど大向委員、織委員もおっしゃいましたが、水資源を使わせない方向で縛りかけるといのはいかがなものかというご意見でしたけど、私もそのとおりの思います。そのためには涵養を強化し、色々な手段とセットでやらないといけないと思いますが、県には別途条例があって、それがお墨付きになっているので、市町村では認めるべきだという事案も、もしかしたら出てくるかもしれないなと思ひまして、そういう事例もあり得るかなと思ひまして質問しました。

【平野委員長】

県条例と市町村条例の整合性、調和も当然出てくると思います。何か現時点でお気づきの点がありましたら、茂木委員さん、大向委員さんいかがでしょうか。

【茂木委員】

先ほど言いましたように、これは面的な規制をかけるというような意味合いだと思います。佐久市の場合ですと、面的な規制というよりも、逆にある意味では、量的な規制をかけています。その量的な規制というもの、通常、産業に影響を及ぼすような共存共栄でもないですけども、お互い納得できるようなところでもって使えるような量を設定してかけております。これは面的なことですので、単純に考えると佐久市の条例の方がきついかと思います。佐久市の場合、井戸を掘るときには、まずその限界の水量を確定してくださいと、その水量を確定していただかない限りは井戸を掘らせないとかなり厳しいものになっておりますので、ある意味使いたければいくら使ってもらってもいいと、ただし、既存のいろんなところに影響を及ぼさないということであれば、いくらでも許可しますというスタンスを一応とっております。

もう1点、この中で気になったのは、佐久市の場合も、実際に井戸を掘っている方がどれくらいいるのか、あるいはその井戸が量的にどのくらい使われているのかというの、全然分からない状態でした。1年かけて調べていったところ、かなりの水を使っているところもありました。逆の言い方をするとそれぞれの市町村で、そういった格好で水資源をどのくらい使っているのかという調査を徹底してやっていただかないと、いくら網をかけても、調査した時点と、また何年か経って調査をしてみたら、水量がもう全然違うよという状況も出てくるかと思ひますので、1回きちんと全域に対してそういった調査をした方がよいと思ひました。

【大向委員】

かなり市町村によって状況が違ってきている部分があるということで、今回の水資源保全条例は、面的に規制を掛けて売買の状況を把握するというものでありますけれども。地表水、それから地表水から原水を取っている場合、地下水、この部分もかなり市町村によって違うというふうに思っているわけでございまして、特に安曇野市の場合、一部ですが表流水とっているところがありまして、数10ヘクタールが水環境保全条例の水道水源保全地区ということで指定されていますが、今後そこが表流水は使えなくなるということで、安曇野市は100%地下水になります。地下水は市内の平場の中に井戸があり、色んなところで取水をしている状況にあります。そうすると市内の土地の売買のほとんどが、水資源保全条例に該当して、届け出なければいけないということが懸念される部分です。

それから市町村でもバラつきがありまして、松本盆地11市町村でアルプス地域地下水保全協議会というものを作りまして、活動しているわけでございまして、その中で、地下水を完全に調べて保全をしていこうという市町村もありますし、やはり、地下水の規制はあまりしなくて、できれば市の経済発展のために使っていきたいということもありまして、なかなか統一がとれないということが松本地域の中でもございまして、市町村独自というのはなかなか難しいところがありますけれども、県の方では流域ごとの実情に応じた実態調査と今後の対策等やっていただければ非常にありがたいかなと思います。

それと安曇野市はこの4月1日から地下水保全条例ができて、地下水取水ルールをつくったということでございまして、取水ルールにつきましては、周辺の井戸に支障を与えないというようなものをつくっております。今回のたたき台の中でも3番のところに、水資源保全地域において土地所有者が配慮すべき事項ということで、周辺への支障といった部分が出てきておりますので、こういった部分が基本方針の中で具体的にいいのか、抽象的にならざるを得ないのかといった部分と、市が水資源保全条例との適正化を図るという上では、基本指針を作る中でもう少し整合性をとれるような形でやっていただけたらと思います。

【平野委員長】

次回まで1か月ないわけですが、各自治体さんの方から多様な事情について、お話がありました。どのようにそれを新しい基本指針の中に盛り込めるか、大変難しい作業になると思います。今日、すべて出尽くした感もありますが、さらに追加でこれだけは言っておきたいということがあれば、メモ等の形で事務局の方に出していただいて、それを委員の皆さんにも情報として共有できて、それを踏まえて、次回の進化した素案に反映していきたいと思います。

今、言い足りなかったご意見等ございましたら、各委員から事務局あて出していただくということでお願いします。

【富樫委員】

水資源保全地域の指定の前の段階で、市町村長からの申出等々、いくつかの方法がある

わけでございますけれども、最初の時点で指定区域を決めるのは市町村、そういう申出をする側がきちっと範囲を決めるということによろしいでしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

そういうことです。そのための基本的な指針をお示しして、それを参考に市町村が判断をして申し出るということになります。

【富樫委員】

それが本当に適切な範囲が申出として上がってくるのかどうかというのは、実際にやってみなければ分からないということでしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

基本指針の策定については、3回の専門委員会を予定しています。実際それができると市町村から申出が出てきます。その申出内容が基本指針に沿って間違いないものかどうかということ、また、この専門委員会でご議論、ご審議をしていただくということです。これは例えば、広すぎる、狭すぎるということがあれば、それは専門委員会の中で審議をしていただいて、最終的に環境審議会の方から答申をいただくということで、それを2回やるということで予定をしているところです。それである程度方針が決まってくれば、それ以降はある程度事務局側で判断できるようになるのかなと考えております。

【富樫委員】

実際上は、本当に適切な範囲を決めるということはかなり難しいことだと思いますので、判断の適切さを求めるハードルが高すぎると、なかなか申出できないということになってしまわないかということが気になりました。

【平野委員】

それでは、水資源の保全に関する基本指針（叩き台）について、本日の審議を踏まえ、事務局で再度、検討を行った上で、次回の専門委員会において、基本指針の素案の審議を行うこととしてよいでしょうか。

〔異議なし〕

ご了承いただきましたので、そのようにいたします。

【平野委員】

最後に、議事の（5）その他になりますが、事務局から説明をお願いします。

≪「今後のスケジュール」について事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明≫

【平野委員】

ありがとうございました。今後スケジュールについて、説明していただきましたが、ご

質問等ございませんか。

以上で、委員会の議事を終了いたします。

4 閉会

【事務局（小山水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

平野委員長ありがとうございました。

これをもちまして、第1回長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会を閉会いたします。ありがとうございました。